

広島県における「地域ケア会議」ガイドライン改訂の概要（平成28年9月30日）

1. 「地域ケア会議」に関する介護保険法改正のポイントを追加
2. 広島県における「地域ケア会議」ガイドラインに「目次」を追加
3. 「地域ケア会議」のガイドラインとガイドラインに関するQ&Aを一括りに
4. 「地域ケア会議」の定義を削除し、地域ケア会議の目的をより解りやすいものに変更
5. 「地域ケア会議」の5つの機能の内、特に政策形成の部分の文章の追加
6. 「地域ケア会議」の体系化の推奨
7. 「地域ケア会議」のガイドラインとQ&Aをリンク
8. 広島県内の「地域ケア会議」の取組の見えるかを促進するために、地域包括ケア推進センターのホームページとリンク
9. 広島県における「地域ケア会議C」の意味づけの明確化
10. 介護保険法の改正にあわせ、個人情報保護と罰則を明示
11. 広島県地域包括ケア推進センターの支援の手順を追加
12. 別紙様式 地域ケア会議の記録（個別課題用）の一部修正
13. 広島県における「地域ケア会議」ガイドラインのQ&Aの文章の追記及びQ&Aの追加
 - (1) Q2については関係職種を追加
 - (2) Q4については地域課題を見出す方法について明示
 - (3) Q7は個別課題の解決機能の取り上げる事例については、Q&Aに移行
 - (4) Q8は「地域ケア会議」と「協議体」の違いを明示
 - (5) Q9は守秘義務の誓約書の例示
 - (6) Q10は地域リハビリテーション広域支援センターとその役割を明示し、ホームページとリンク